

下水道・農集・浄化槽使用料の通知方法変更に関する Q & A

【下水道・農集・浄化槽 共通】

Q 1

通知方法変更の目的は何ですか？

A 1

経費節減とサービスの向上を目的に実施します。

口座振替の方については、これまで毎月口座振替済領収書をお送りしていましたが、年間 20 万件以上にのぼり、郵送費や印刷費に大きな金額がかかっていました。

そこで、井戸水をご使用の方で人数認定の方及び農集・浄化槽の方（以下対象者という）は人数変更がない限り、料金は毎月定額となることから、年度初めに 1 年度分の毎月の料金額と使用人数をお知らせし、かつ口座振替の方については口座振替領収書も 1 年分まとめてお送りすることで、原則毎月送付から年 2 回の送付にすることとしました。

これにより、年間 500 万円程度の郵送費の経費節減を見込んでおります。

サービスの向上については、こうした経費は最終的に使用料に反映しますので、経費節減を行うことで料金の低廉化につながります。

また、対象者には年度当初や人数変更の際に使用人数等もご確認いただけるようになりますので、ご自分の料金がどのように計算されているかより詳しくお知らせできるようになりました。

Q 2

お知らせの通知や納付の方法はどうなりますか？

A 2

対象者には全て、毎年 4 月に、4 月から翌年 3 月分までの 1 年度分の毎月の料金額と納付期限、使用人数等をはがきでお知らせします。

口座振替をご利用の場合、翌年 1 月に前年 1 月分から 12 月分までの領収書をはがきで通知します。

納付書をご利用の場合、従来通り毎月 25 日頃に納付書をお送りしますので、コンビニなどでお支払いいただければ結構です。

Q 3

1年度分の料金額が書かれたはがきを送ってきましたが、これで納めることになりませんか？

A 3

いいえ、これはあくまでこの年度の毎月の料金額や納期限をお知らせするだけのものであり、お支払方法は従来と全く変更ありません。毎月口座振替や納付書でお支払いいただければ大丈夫です。

Q 4

1年度分の料金額が書かれたお知らせだけなら、いらないのではないですか？

A 4

現在の使用人数やこれから納めていただく料金額、納期限などが書かれています。特に変更がない限りお知らせした内容で納付していただくことになりすし、そのほか料金についての説明なども書かれていますので大事に取っておかれることをお勧めします。

Q 5

これまでは送付される口座領収書で、毎月、引落予定額や実際の引落額を確認していました。これからはどうやって確認したらいいですか？

A 5

毎月の引落予定額は4月にお送りする、料金のお知らせでご確認ください。

翌年1月には前年1月分から12月分までを記載した領収書をお送りしますが、これまでの間については、通帳でご確認していただくことになります。

Q 6

年度途中で使用人数などの変更があった場合はどうなりますか？

A 6

人数変更の場合は、その都度、それ以降の使用人数や料金額などを記載した変更のお知らせをお送りしますので、こちらでご確認ください。

(ただし、口座変更だけの場合はお送りしませんので、申し訳ありませんが通帳でご確認いただくか、翌年1月には領収書をお送りしますのでこちらでご確認をお願いします。)

なお、人数変更は料金に直接関係しますので、使用人数の変更があった場合はすぐにご連

絡をお願いします。ご連絡の翌月以降の料金に反映します。

Q 7

1 年度分の料金額が書かれていますが、途中で引越した場合はどうなりますか？

A 7

このお知らせはあくまで、現状での予定額をお知らせするものです。引越しされた翌月までのご請求となります。

口座振替ご利用中の場合は、最終引落後に領収書をお送りいたします。

Q 8

3 月末で引越したのに、4 月に 1 年度分のお知らせが送ってきたのは何故ですか？

A 8

このお知らせは、3 月 1 日現在で対象者全員に、現状での年度の予定額をお知らせしたものです。

3 月末でお引越しの場合、4 月分までで 5 月分以降の請求はありません。

Q 9 今まで通り毎月口座領収書を送ってほしい場合どうしたらいいですか？

A 9

口座振替済通知書を 1 年分まとめてお送りすることで、経費節減を見込んでいることから、毎月口座領収書を個別に郵送することは対応しておりません。ご理解とご協力をお願いいたします。

4 月にお送りしております、使用料のお知らせにて口座振替日、振替金額を確認していただき、通帳にて振替金額をご確認ください。また、人数変更で支払金額の変更があった場合は、使用料変更通知書にて使用料をお知らせいたしますので、併せてご確認ください。

領収書が必要なお客様は、お手数ですが下水道総務課までお申し出ください。領収書に代わる、使用料収納証明書を窓口にて無料発行いたします。

Q 1 0

1年度分のお知らせ通知書が届いたので、1年度分まとめて支払えますか？

A 1 0

お送りするのが1年度分のお知らせ通知書のため、支払うことはできません。毎月お送りいたします納付書でお支払いください。

Q 1 1

**年途中で支払方法が変わった際（口座→納付書 又は 納付書→口座）、領収書はいつも
らえますか？**

A 1 1

口座振替できた分を1月頃まとめて送付いたします。

【下水道のみ】

Q 1 2

井戸水の人数認定以外の人はどうなりますか？

A 1 2

井戸水の人数認定以外の人、これまでと変わりません。（毎月請求）

原則として毎月メータ検針により、使用水量の変動がありますのでその結果に基づきご請求させていただきます。

Q 1 3

井戸水の方は定額制というのはなぜですか？

A 1 3

一般的に下水道使用料は、上水道の使用水量に応じて計算し請求されています。

八代市の場合、井戸水が豊富でかつ上水道があまり普及していないことから、井戸水をご使用の世帯が全体の6割以上を占めています。

井戸水の使用件数が多いことに加え、井戸水にメータを設置するためには上水道と違い、家の裏や、検針しにくい場所にポンプがある場合が多く検針が非常に難しいため、設置費用や検針の経費が大きいかさむこととなります。

こうした経費は全て下水道使用料に反映するため、結果的に使用料が高くなることにつながります。少しでも経費を抑えるために、上水道の平均使用水量をもとに認定水量とし人

数による定額制としています。

定額制の場合、どれだけ使われても一定金額という使用者にとってのメリットもありますので、どうかご理解ください。